

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

				年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度		
東伊豆町長殿 令和 年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地		特別徴収義務者 指定番号			
				フリガナ		宛名番号			
				氏名又は名称		担 当 者 先	所属		
				個人番号 又は法人番号			氏名		
						電話 (内線 ())			
給 与 所 得 者	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名								
	生年月日 年 月 日								
	個人番号								
	受給者番号								
	1月1日現在の住所								
異動後の住所									

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を記入

1. 特別徴収継続の場合							
(特別徴収義務者) 新しい勤務先	特別徴収義務者 指定番号		新規	法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を	
	所在地		担 当 者 連 絡 先	所属		_____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、	
	フリガナ			氏名		納入するよう連絡済みです。	
	氏名又は名称			電話		受給者番号 _____	
						納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合								
理 由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
					月 日		円	
左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。								

(注) 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

3. 普通徴収の場合								
理 由	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため				※市町村記入欄			

右から番号を記入